

地方の陵墓伝承と明治政府

—明治四年一月の「太政官布告」をめぐつて—

外 池 昇

はじめに

- 一 陵墓伝承に関する「太政官布告」
- 二 「太政官布告」への回答
府・藩・県からの回答
- 三 回答をよせなかつた府・藩・県
回答をよせなかつた府・藩・県
- 四 地方独自の陵墓伝承の調査
おわりに

註

はじめに

筆者は「明治期における陵墓決定の経緯——皇子・皇孫等の場合——」⁽¹⁾（以下前稿という）を著し、主に『陵墓録』⁽²⁾『御陵墓府県分帳』⁽³⁾『公文録』⁽⁴⁾『太政類典』⁽⁵⁾に拠りつつ、天皇以外の后妃・皇子・皇女等の陵墓をめぐる政府の政策について概観した。

そこで筆者は、政府の后妃・皇子・皇女等の陵墓政策が形になつてあらわれた嚆矢として明治四年二月の「太政官布告」を指摘し、またその「太政官布告」がだざれる前提となる、同年正月に神祇官諸陵寮から発せられた「后妃皇子皇女御陵墓取調方御布告伺」⁽⁶⁾についても触れた。この「伺」からは、諸陵寮が「御祭典定式被 仰出」にもかかわらず「先年已來遂探索候 歴代御陵スラ乍恐未詳ノ御場所モ有之」という状況であり、いわんや后妃・皇子・皇女の陵墓については「数カ所ノ儀」しか把握できておらず「即今某国某郡ト申事サヘ申上兼候」状態であることに大いに困惑している様子がよくうかがわれる。⁽⁷⁾

本稿でとりあげる明治四年二月の「太政官布告」は、府・藩・県に対してその管内に后妃・皇子・皇女の陵墓と思われる地、つまり天皇以外の皇族の陵墓伝承があるかどうかを、同年五月末までの期限を切つて問い合わせたものである。前稿では「太政官布告」に対する府・藩・県の回答について、陵墓伝承があつた回答の例として豊浦藩の「専念寺尊觀法親王御廟ノ儀届」⁽⁸⁾と、搜索にしばらくの猶予を願い出た回答の例として石岡藩の「皇親御陵墓無之届」⁽⁹⁾の例を示したにとどめた。⁽¹⁰⁾

一 陵墓伝承に関する「太政官布告」

まず明治四年二月の「太政官布告」を示す。

二月十四日

府藩県管内ニ於テ 后妃 皇子 皇女等御陵墓有之候向左ノ箇条ノ通委詳取調来ル五月限可申出事

某国某郡某村

某陵墓

一 兆域図面 但大小ノ建物有之候ハ、書載候義勿論ノ事

一 石碑石塔位牌類

一 祭日

一 社人僧侶或ハ村方ニテ守護方等ノ區別

一 古文書古器款識并古老ノ遺説

一 除地田園等ノ原由

太政官⁽¹⁾

この「太政官布告」をみれば、政府がどのような条件が備わっていることが后妃・皇子・皇女等の陵墓として

認知するのにふさわしいとみていたかがよくわかる。つまり、被葬者が明確であり、陵墓の兆域が図面で描きあらわせる程度にはつきりとしていて、陵墓の中心あるいは付随設備として石碑・建物等があり、社人・僧侶・村方の何れによると問わず祭祀が行なわれ、しかも古文書・古器ないしは古老の伝承によつて当該陵墓の伝承・史実を確認できるもの、ということである。もちろん、右にみられる六箇条総てを充足していなくてはならないというわけでもなかつたであろうけれども、少なくともそのような条件のいくつかを満たす回答が、府・藩・県からある程度は寄せられることを期待していたとみることはできるであろう。

この「太政官布告」は明治四年二月一四日に発せられ、ほどなく府・藩・県に行き渡つたと思われる。この明治四年一月から回答期限の同年五月にかけての府・藩・県名と回答を対照させたのが表「明治四年二月「太政官布告」への府・藩・県の回答」の上段である。

以下、本稿では同表にみられる府・藩・県の回答の様相を手がかりに、地方の陵墓伝承と明治政府の対応について考えることにしたい。

二 「太政官布告」への回答

府・藩・県からの回答

ここではまず、府・藩・県からの回答のうち、陵墓伝承があると回答した例について考察し、その後で陵墓伝承がないと回答した例について見ていくたい。

表「明治四年一月「太政官布告」への府・藩・県の回答」の上段によつても明らかな通り、后妃・皇子・皇女等の陵墓伝承があると回答したのは、葦山県・度会県・神戸藩・龜山藩・園部藩・福知山藩・宮津藩・豊浦藩・岡山藩である。

これらの回答について個別にみていくと以下の通りである。

葦山県

葦山県の回答（「御陵墓ノ儀ニ付申出」⁽¹²⁾）は、武藏国比企郡土塚村大梅寺について「先般取調申上置候」として、他には陵墓はないとしている。この「先般取調」がどのようなものであったのか、少なくとも『公文録』による限り詳らかでない。

度会県

度会県の回答（「陵墓取調ニ付申上」⁽¹³⁾）は、斎王第二代倭姫尊・同第四代稚足姫皇后・同第四一代隆子女王・同第六一代惇子内親王の墓の見込地について回答したもので、倭姫尊については度会郡山田の墓、稚足姫皇后については同郡楠部村の皇女森を、確証がないとしながらあげ、また隆子女王・惇子内親王については同国内において薨去したのは史料にみえるが墓に関する伝承地はないとしている。また、それに引き続いて後醍醐天皇以下南朝二皇を祀る員弁郡西野尻村の三朝塚についても触れている。これによると三朝塚は由緒も曖昧で偽造に違いないもので、書画贋造を渡世としている同地の北畠多蘗が居宅前に鳥居・五輪塔をしつらえる等して三朝塚を祀つており、これを廃止させたいがどうか、と伺っている。

神戸藩

神戸藩の回答（「皇親御陵墓取調届」⁽¹⁴⁾）は、伊勢国鈴鹿郡高宮村にある日本武尊白鳥陵を届けている。現存する

『公文録』には「書類略図面共欠」とあり、原本には「書類」「略図面」が付されていたことが知られる。

龜山藩

龜山藩の回答（「日本武尊御陵⁽¹⁵⁾届」）も神戸藩の回答と同じく日本武尊白鳥陵を届けている。それは伊勢国鈴鹿郡長沢村に所在するもので、この回答によれば同藩はこの白鳥陵についてすでに前年（明治三年）に調査を行なつており、それをもとに回答したものである。

園部藩

園部藩の回答（「皇子御墓取調届⁽¹⁶⁾」）は、丹波国桑田郡大内村にある允恭天皇皇子木梨輕皇子墓、同国船井郡船坂村にある白河天皇皇子中御室覺行法親王墓を届けている。回答は比較的「太政官布告」が示す回答の雛形に近いもので、それぞれの陵墓について兆域・宝塔・祭日・守護・遺説・図面等を回答している。さらに、覺行法親王墓についての記載の中で同地に所在する白河天皇分骨塔についても触れている。

福知山藩

福知山藩の回答（「堀川帝皇子御陵取調届⁽¹⁷⁾」）は、近江国高島郡長尾村にある堀川天皇皇子墓を届けている。この回答ではただ「皇子」とあるだけでどの皇子の墓なのかは不明である。しかもはじめからそこに同墓があつたといふのではなく、かつて洪水の節に同所安曇川向熊野山麓籠原から墓が流れてきたというのである。石碑・石塔・位牌・古文書・古器類は認められず、祭日も未定、また守護は村方にて行なつてているという。そして、確固とした証拠もないが往古から御陵と称えてきたので届ける、とこの回答を締めくくっている。

宮津藩

宮津藩の回答（「寛平法皇御陵⁽¹⁸⁾届」）は、丹後国竹野郡網野村にある寛平法皇（宇多天皇）陵を届けている。今日

みられる『公文録』では欠けているが、原本には別冊として「古老申伝」が付されていた。しかし、先にも述べたように「太政官布告」は天皇陵についての回答を求めていた訳ではなく、その点ではこの回答は「太政官布告」の趣旨に反しているといえよう。

豊浦藩

豊浦藩の回答（「専念寺尊觀法親王御廟ノ儀届」¹⁹）は、長門国豊浦郡赤馬関にある龜山天皇皇孫尊觀法親王墓を、墓の所在する専念寺が作成した文書を「別紙」として添付する形で届けている。兆域図面・石碑の形態・位牌・祭日・守護・古文書古器類等について、またさらに尊觀法親王の伝記についても詳しく記すなど、「太政官布告」の求めている内容についてもらさず答えている。

岡山藩

岡山藩の回答（「皇族御陵墓届」²⁰）は備前国児島郡林村にある後鳥羽天皇空陵・桜井宮覺仁法親王、同郡木見村にある冷泉宮頼仁親王を届けている。これは絵図に簡単な説明をそえたものである。

次に陵墓と思われる地がないと回答した例について見ていくことにしたい。

表上段の「無」を記した二二藩の他、陵墓はないとしつつ伊予国新居郡大生院村にある王社・古塚での古鏡の発掘を届けた小松藩、回答期限の延長を願い出た石岡藩・宇和島藩・飫肥藩は、ここに含めて考えてよいであろう。

この場合、それぞれの府・藩・県が「太政官布告」にどのように対応したかということが問題となる。これは基本的には府・藩・県の行政史料、また地方史料等によって個別に解決していく他はない問題である。「太政官布告」は府・藩・県に調査方法を指示していないのであるから、調査のやり方によつて回答に精疎の差が出てくる。

ることは当然である。このような「太政官布告」への府・藩・県の対応の差まで考慮にいれなければ、『公文録』にみえる陵墓と思われる地がないと回答した例から、当該管内の陵墓伝承の実態を考察することはできない。

しかし、それにもかかわらずいまここで確認しておきたいのは、陵墓伝承があると回答した例、陵墓伝承がないと回答した例を含めて少なくとも何らかの形で「太政官布告」に回答をした例は、府・藩・県をあわせて全部で三〇八を数える内、少なくとも現存する『公文録』に見る限り、僅かに三三三（全体の一・四%にあたる）に過ぎないということである。過半の府・藩・県は「太政官布告」に対しても回答を寄せていないのである。

回答をよせなかつた府・藩・県

右にみたように、ほとんどの府・藩・県が「太政官布告」に回答を寄せなかつたのである（表上段の「×」を付したもの。全体の六七・二%にあたる）。

その中でも取り分けて考えなければならないのは東京府・大阪府・京都府の例であろう。三府とも「太政官布告」の回答を『公文録』に見られないが、「太政官布告」に「府藩県管内ニ於テ」とある以上、この三府に「太政官布告」が行き渡らなかつたとすることはできないであろう。

そこでこのうち京都府についてみてみたい。同府乙訓郡物集女村隨心院領庄屋中山家文書の中に、この「太政官布告」をめぐる史料がある。物集女庄村屋・年寄から京都御政府に宛てられた明治四年五月の「后妃・皇子・皇女之儀ニ付申上書」⁽²¹⁾である。この史料は同村にある車塚について「太政官布告」の趣旨に従つて物集女村が京都府に回答したものであるから、当然京都府は管内の諸村に陵墓伝承の有無の調査を廻達したのである。つまり、京都府は管内の調査は確かに行なつたのであるが、それを政府に報告した史料が『公文録』には見えないのであ

る。

すなわちここで問題となるのは、現存する『公文録』が府・藩・県からの「届」の類をもれなく伝えているか、ということである。確かに『公文録』以外の史料から「太政官布告」の回答が見出される場合もあるのである。筆者は前稿で、明治四年七月の美濃国各務郡岩田村にある開化天皇皇子日子坐命墓・同国可児郡久々里村にある崇神天皇皇子八坂入日子命墓についての報告が『岐阜県長野県山形県新潟県石川県皇子皇女御墓勘註⁽²²⁾』にみえることを指摘したが⁽²³⁾、これは時期からみて「太政官布告」への回答であると考えられる。これは『公文録』に「太政官布告」の回答が収録されていない例の一つといえる。

そして、このような府・藩・県の回答の不完全さは、現存する『公文録』そのものの不備にも原因しているのである。今日国立公文書館で閲覧できるこの時期の『公文録』は、当時の公文書がそのまま綴じ込まれているのではなく、一定の野紙に書きし直されたいわば「写」であり、また特に、葛飾県・宮谷県については焼失のため、佐賀藩の場合は明治七年のいわゆる「佐賀の乱」のためと理由を明記した上で不完全なものであることが『公文録』の目録の部分で断られており、また小菅県についても散逸した部分が多いことが同様に注記されているのである。そしてこのような不完全さは、ここに記した藩・県のほかにも多くあつたであろうことは充分考えられる。つまり、陵墓伝承がないと回答した府・藩・県でも、必ずしも管内に実際に陵墓伝承がなかつたとも、管内から陵墓伝承についての回答が府・藩・県から寄せられなかつたとも、断定できないのである。これは『公文録』の史料的限界ということの他にも、特に東京・京都・大阪の三府については揃つて『公文録』に回答がみえないことから、府についての何らかの特別な事情を考えることもできよう。

三 地方独自の陵墓伝承の調査

ここで注目したいのは、「太政官布告」に直接回答をよせたものではなく、藩・県が独自に主体性をもつて管内の陵墓伝承について政府と文書のやりとりをした例がこの時期の『公文録』にいくつか見出されることである。

まず伊那県の「尹良親王御陵墓御修復ノ儀⁽²⁴⁾伺」から見ていきたい。伊那県はすでに少なくとも明治二年以前の段階から伊那郡波合村にある後醍醐天皇孫尹良親王墓の修復の許可を政府に対して熱心に働きかけており、これに難色を示す政府との間に何回も文書がやりとりされている。この際に作成された一連の文書がこの「伺」にまとめて収録されているのである。このなかには、尹良親王に関連する典籍・系図、また墓の図面等をことこまかに書き出している文書もみられ、修復をなんとしても政府に認めさせようとする伊那県の主体性をうかがうことができる。

このうち明治二年七月二三日に伊那県知事北小路俊昌から弁事に宛てた文書によると、同年正月に提出された「御廟興立」の申立に対して、同年三月になされた政府の返答は「靈社造立ノ儀ハ難被閣候得共、尚御取調ノ上追テ御沙汰可有之」という、伊那県にとつてはなはだこころもとない内容のものであった。当然伊那県はこの後も政府に働きかけを続け、翌明治三年には神祇官・弁官の間で対応が具体的に検討されるようになる。本稿で注目している「太政官布告」がでた直後の明治四年二月二〇日には、民部省から弁官に宛てて尹良親王墓に庶人のはいりこまないよう処置を求める文書が出されており、これは、尹良親王墓の修復についての政府の姿勢の変化を示すものである。

また、浜田県からは明治四年二月八日、つまり「太政官布告」の出される六日前に「隱岐国鳥羽院天皇御遺跡奉仕村上祐九郎賞与ノ儀伺」⁽²⁵⁾が弁官に宛てて出されている。これは、隱岐国海士郡勝田村の後鳥羽天皇陵を届けたもので、後鳥羽天皇が隱岐島で崩じてから文化年間にいたるまでに同陵が頽廃する様子や、その後に營繕を重ねる過程を記し、さらに「一端御寓居ノ御遺蹟空ク荒蕪汚穢ニ就候テハ恐多キ次第二付、今般改テ一字ノ新社ヲ建立シ永ク同郡ノ祭神ト奉崇敬可然神主ヲ人選シ、右新社並御陵共春秋祭祀ノ式不怠取行候様被仰付度、左候ヘハ乍恐上ハ御追遠ノ聖慮ニモ相愜下ハ民得ヲ篤ニ帰セシムル御示教ニモ相成可申」と、これを機とした新社の整備・祭祀について伺つた上で、先祖以来数百年の奉仕の家筋に当たる村上祐九郎に賞与が与えられることを願つてゐる。

さらに、さきにみた「太政官布告」に回答をみせた例のなかにも、このような地方の主体性によつて陸墓伝承の調査を行なつた事例を認めることができる。

つまり、鞆山県は「太政官布告」にさきだつて武藏国比企郡土塚村大梅寺について取調べの上政府に対して報告しており、また龜山藩も明治三年に伊勢国鈴鹿郡長沢村の日本武尊白鳥陵について明治三年に独自の調査を行なつてゐるのである。

この伊那県・浜田県から提出された二つの「伺」や、鞆山県・龜山藩の独自の調査のよう、陵墓伝承についての取組みには、「太政官布告」に対して回答をするというような言わば受け身の契機とは違つた、地方の主体性を認めることができるのであろう。

おわりに

本稿では、明治四年二月の「太政官布告」にこたえて府・藩・県から寄せられた回答、またその頃政府に出された「伺」について考察した。

「太政官布告」に対して管内の陵墓伝承の有無を回答した藩・県もいくつかあつたものの、数のうえではほとんどの府・藩・県は回答を寄せなかつたこと、また、右にみた伊那県・浜田県からの「伺」や、韮山県・龜山藩の「太政官布告」への回答にみる管内の陵墓伝承についての藩・県の独自の取組みは、地方における陵墓伝承が全国一元的な一片の調査のみでは容易に把握されるようなものではないこと、また、それと同時に陵墓伝承の中には、天皇を頂点にいただく新政府の成立を機に政府との独自の結び付きを希求するものがあつたことを明確に示している。この二つは互いに矛盾するものではない。地方に伝えられてきた陵墓伝承は、それぞれの独自性が充分に生かされる形によってのみ、政府と結びつく可能性があつたということである。明治四年二月の「太政官布告」の回答率の芳しくなかつた理由は実にこの点に求められると思われる。明治五年一〇月一二日には、この回答の期限を明治五年一一月まで延長する「教部省布達」⁽²⁶⁾が出されているが、この回答は『公文録』による限りみえないものである。

さて、ここで表「明治四年二月「太政官布告」への府・藩・県の回答」の下段に注目したい。これは、陵墓の所在・決定年代を府・県別に分類した『御陵墓府県分帳』⁽²⁷⁾に依拠して明治一七年三月～二〇年一一月の間の府・県別に后妃・皇子・皇女の陵墓所在地を、上段に対応するように配列したものである。

地方の陵墓伝承と明治政府

この表の上段・下段を対応させてみても明らかのように、明治四年二月の「太政官布告」への回答と、それから十数年を経た陵墓決定との間にはあまり対応関係が見られない。つまり、少なくともこの段階では「太政官布告」の眼目であつた陵墓の全国的調査は全般的に生かされることはなかつたのである。

ここで提起した地方における陵墓伝承研究の視点は、明治中期～大正・昭和期と時期を下るに従つての陵墓伝承の性格の変化、また、近世期にさかのぼつて陵墓伝承の性格を考察するに際しての一つの鍵としても有効なものである。

註

- (1) 『成城文芸』一一〇号、昭和六〇年三月。
- (2) 国立公文書館内閣文庫蔵。
- (3) 宮内庁書陵部蔵。
- (4) 国立公文書館蔵。以下の『公文録』の引用はすべて同じ。
- (5) 国立公文書館蔵。
- (6) 『公文録神祇官部』辛未自正月至二月。
- (7) 前稿八二頁参照。
- (8) 明治四年五月三〇日（『公文録豊浦藩之部』自己己六月至辛未七月）。
- (9) 明治四年五月二九日（『公文録石岡藩之部』自己己六月至辛未七月）。
- (10) 前稿八三頁参照。

- (11) 『法令全書』第四卷（明治四年）「太政官」所収。
- (12) 明治四年七月（『公文錄葦山縣之部』辛未五月至七月）。
- (13) 明治四年三月一九日（『公文錄度會県之部』辛未自正月至四月）。
- (14) 明治四年六月八日（『公文錄神戸藩之部』自己巳六月辛未七月）。
- (15) 明治四年五月二三日（『公文錄龜山・鹿島藩之部』自己巳六月至辛未七月）。
- (16) 明治四年六月七日（『公文錄園部藩之部』自己巳六月至辛未七月）。
- (17) 明治四年五月二八日（『公文錄福知山・府内藩之部』自己巳六月至辛未七月）。
- (18) 明治四年五月晦日（『公文錄三上・富津藩之部』自己巳六月至辛未七月）。
- (19) 明治四年五月（『公文錄豊浦藩之部』自己巳六月至辛未七月）。
- (20) 明治四年五月三〇日（『公文錄岡山藩之部』自己巳六月至辛未七月）。
- (21) 玉城玲子「古文書・絵図にみる物集女車塚古墳」（向日市教育委員会「向日市埋蔵文化財調査報告書第23集」「物集女車塚〔本文編〕」（昭和六三年））。
- (22) 宮内庁書陵部藏。
- (23) 前稿八四頁。
- (24) 『公文錄伊那県之部』辛未自正月至三月。
- (25) 『公文錄浜田県之部』辛未自正月至三月。
- (26) 『法令全書』第五巻ノ二（明治五年）「教部省布達」所収。
- (27) 宮内庁書陵部所蔵。

地方の陵墓伝承と明治政府

(28)

『御陵墓府県分帳』の成立年代は記されていないが、陵墓の決定年代として最も遅いものが明治一七年三月であることと大和國に所在する陵墓が大阪府に属して書かれていることを考え合わせると、明治一七年三月から大阪府から奈良県が分割された明治二〇年一月までの間に成立したものであることがわかる。

(表) 明治四年一月「太政官布告」への府・藩・県の回答

陸 奥	松 前	国 名	明治4年2 ~5月の府 藩県名	回答
弘前藩 七戸藩 八戸藩 黒石藩 斗南藩	館 藩			× ↓「公文録」に「布告」の回答のないもの
×	×			無 ↓「公文録」に陵墓がない旨の回答があるもの
				空欄↓「公文録」に当該藩の記載そのものが欠けているもの
青 森 県	名 府 県	月 の 年	明治17年 3月 11月 20日	「御陵墓府県分帳」の皇后・皇子・皇女等の陵墓の所在・決定年代（天皇陵は省略） (註)「御陵墓府県分帳」にみられる火葬塚・分骨所・髪爪塔等の記載は略。東京府・大阪府・京都府は概略を記載。その際国母は便宜上皇女に算入。

後	岩代	磐城							陸前	陸中							
岩崎藩	秋田藩	若松県	福島県	二本松藩	白河県	中村藩	棚倉藩	三春藩	泉藩	湯長谷藩	磐城平藩	角田県	登米県	仙台藩	胆沢県	江刺県	盛岡県
× ×		× × ×			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
									×								
									</								

地方の陵墓伝承と明治政府

常陸									羽前					羽			
石岡藩 土浦藩	松川藩 大綱藩 竜崎藩↓	若森県	松岡藩	下妻藩	下館藩	笠間藩	水戸藩	宍戸藩	米沢藩	上山藩	新庄藩	天童藩	山形県	大泉藩 松嶺藩	亀田藩 矢島藩	本荘藩	
無	×	無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
を支配する地より出る。報知がないので六月中旬まで猶予																	
茨城県									山形県								
									崇峻天皇皇子蜂子皇子墓 (山) (明治9年2月決定)								

総						下 総						常陸						
大多喜藩	鶴牧藩	菊間藩	桜井藩	小久保藩	宮谷県	生実藩	関宿藩	佐倉藩	曾我野藩	葛飾藩	古河藩	結城藩	高岡藩	小見川藩	多古藩	麻生藩	牛久藩	志筑藩
×	×	×	×	×	無	×	×	×	×	×	×	×	×	無	×	×	無	

葉 県		茨 城 県	

地方の陵墓伝承と明治政府

上野	下野								安房			上						
小幡藩 七日市藩	館林藩	足利藩	佐野藩	吹上藩	壬生藩	日光藩	烏山藩	黒羽藩	太田原藩	宇都宮藩	茂木藩	谷田藩 加治山藩	長尾藩 花房藩	館山藩	飯野藩	佐貫藩	久留里藩	
												× × 無	× × ×	× ×	×			
群馬県	栃木県												千					

伊豆	相模	武 藏							上 野
韋山県	小田原藩 荻野山中藩	神奈川県 六浦県	小菅県	品川県	東京府	浦和県	岩槻藩	忍藩	川越藩 前橋藩 高崎藩 沼田藩 安中藩 伊勢崎藩 岩鼻県
	× ×	×	×	×	×	×	×	×	無 × 無
武藏国比企郡土塚村大梅寺（被葬者不記載） についての伝承を「先般取調申上置候」とし、 他には無い旨届ける。									×
県	神 奈 川 県	東 京 府	埼 玉 県	群 馬 県					
	後嵯峨天皇皇子仏國広濟國師墓（相模国鎌倉郡 小坂村）（明治8年11月決定）、後醍醐天皇皇子 護良親王墓（同郡東鎌倉村）（同）、後醍醐天皇 皇女用堂大和尚墓（同郡同村）（明治8年11月 決定）	陽光院太上天皇皇子興意法親王墓（武藏国荏原 郡芝区）（明治8年9月決定）他計6墓、「他に 夭逝した明治天皇の皇女の墓」							

地方の陵墓伝承と明治政府

美濃	飛驛	信濃	甲斐	遠江	駿河
大垣藩 笠松県	高山県	高島藩 飯田藩 松本藩 伊那藩 竜岡藩 中野県 松代藩 須坂藩 飯山藩 岩村田藩 小諸藩 上田藩	甲斐県	堀江藩	静岡藩
× ×	×	× × ×	× × ×	× × × ×	×
		〔後醍醐天皇皇孫尹良親王墓（信濃国伊那郡波合村）を届ける〕			
岐阜県	長野県	静岡			
	後醍醐天皇皇子宗良親王子尹良親王墓（信濃国下伊那郡平波村）（明治14年2月決定）	後醍醐天皇皇子宗良親王子尹良親王墓（遠江国引佐郡井伊谷村）（明治6年12月決定）、後醍醐天皇皇子無文元選禪師墓（同郡奥山村）（明治9年2月決定）			

	三 河							尾 張	美 濃									
黒川藩 新発田藩	重原藩	半原藩	豊橋藩	岡崎藩	西大平藩	刈谷藩	西端藩	西尾藩	挾母藩	田原藩	犬山藩	名古屋藩	苗木藩	岩村藩	郡上藩	高富藩	今尾藩	野村藩
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	無	
愛 知 県												岐 阜 県						
景行天皇皇子大碓命墓(三河国西加茂郡広沢村) (明治8年12月決定)												開化天皇皇子日子坐命皇子墓(美濃国各務原郡 岩田村)(明治8年12月決定)、崇神天皇皇子八 坂入日子命墓(同国可児郡久々里村)(同)						

地方の陵墓伝承と明治政府

越前	能加 登賀	越中	佐渡	越後	三日市藩
本俣県 勝山藩 福井藩 丸岡藩 大野藩	大聖寺藩	金沢藩 富山藩	佐渡県	椎谷藩 高田藩 清崎藩 与板藩	柏崎県 新潟県 村上藩 峰岡藩 村松藩
× × × × ×	×	×	×	×	無 × × × × × × × ×
福井県	石川県	富山県		新潟県	
	崇神天皇皇子大入杵命墓（能登国鹿島郡小田中村）（明治8年12月決定）		決定	順徳天皇皇子某皇子墓（佐渡国雜太郡三宮村）（明治9年1月決定）、順徳天皇皇女某皇女墓（同郡宮浦村）（明治9年1月決定）、順徳天皇皇女某皇女墓（雜太郡二宮村）（明治9年1月決定）	

勢・伊賀	志摩	近江	若狭
菰野藩 神戸藩 久居藩	度会県 鳥羽藩	朝日山藩 宮川藩 山上藩 彦根藩 西大路藩	大津県 膳所藩 水口藩 大溝藩 小浜藩 鯖江藩
× 無	×	× × × × × ×	× ×
日本武尊墓（伊勢国鈴鹿郡高宮村）を届ける。	垂仁天皇皇女倭姫命墓（伊勢国度会郡山田）・雄略天皇皇女稚足姫墓（同郡楠部村）を届ける（ただし確証はなし）。また後醍醐天皇以下二皇を祀る三朝塚（同国員弁郡西野尻村）が由緒が曖昧であることも届ける。		
三重県	滋賀県	福井県	
景行天皇皇子日本武命能褒野墓（伊勢国鈴鹿郡田村之内名越村）（明治9年1月決定、同12年10月改定）、垂仁天皇皇子息速別命墓（伊賀国伊賀郡阿保村）（明治9年2月決定）、醍醐天皇孫隆子女王墓（伊勢国多気郡馬上村）（明治16年6月決定）	敏達天皇皇后広姫命陵息長陵（近江国坂田郡村居田村）（明治8年7月決定）、履仲天皇皇子市辺押磐皇子墓（同国蒲生郡市辺村）（明治8年8月決定）、後西院天皇皇子永悟法親王・後水尾天皇皇子道寛法親王墓（同国滋賀郡別所村）（明治8年7月決定）		

地方の陵墓伝承と明治政府

丹波	山城	紀伊	伊
京都府	淀藩	新宮藩 田辺藩 和歌山藩	津藩 桑名藩 龜山藩 長島藩
福知山藩 園部藩 山家藩 綾部藩 龜岡藩	× ×	無	×
允恭天皇皇子木梨軽野皇子墓（丹波国桑田郡大内村）・白河天皇皇子覺行法親王墓（同国船井郡船坂村）・白河天皇分骨塔（同）を届ける。堀河天皇皇子陵祠（近江国高島郡長尾村）を届ける。ただし確固たる証拠はない。	× ×	無	日本武尊墓（伊勢国鈴鹿郡長沢村）を届ける。
京都府	和歌山県		
他計97墓	鳥羽天皇皇后美福門院藤原得子陵（紀伊国伊都郡高野山西谷）（明治8年8月決定）、鸕鷀草葺不合尊皇子彦五瀬命竈山墓（紀伊国名草郡宮郷和田村）（明治9年1月決定）、白河天皇皇子覺法親王・後鳥羽天皇皇子道助法親王墓（同国伊都郡高野山内）（明治8年8月決定）		
允恭天皇皇子木梨軽野皇子墓（丹波国桑田郡大内村）・白河天皇皇子覺行法親王墓（同国船井郡船坂村）・白河天皇分骨塔（同）を届ける。堀河天皇皇子陵祠（近江国高島郡長尾村）を届ける。ただし確固たる証拠はない。	光仁天皇皇后高野氏新笠大枝陵（山城国乙訓郡沓掛村）（明治8年11月決定、同14年3月改定） 他計46陵、聖武天皇皇子安積親王和束墓（山城国相楽郡第七組白柄村）（明治12年1月決定） 他計89墓、嵯峨天皇皇子有智子内親王墓（山城国葛野郡第六組天竜寺村）（明治10年4月決定）		

播磨		但馬	丹後	丹波
小野藩	三草藩	姫路藩 豊岡藩	出石藩 村岡藩	久美浜県 宮津藩
安志藩	山崎藩	明石藩 竜野藩 林田藩	舞鶴藩 峰山藩	生野県 柏原藩
三日月藩				
×	無	×	×	寛平法皇（宇多天皇）陵（丹後国竹野郡網野村）を届ける。
兵庫県		京都府	兵庫県	左記参照
景行天皇皇后稻日大郎姫命陵（播磨国加古郡大野村）（明治16年4月決定）、淳仁天皇母大夫人当麻氏淡路墓（淡路国三原郡加集村）（明治8年4月決定）、平城天皇皇子阿保親王墓（摂津国兎原郡打出村）（明治8年8月決定）、後鳥羽天皇皇子雅成親王墓（但馬国城崎郡高屋村）（明治9年9月決定）				右記参照

地方の陵墓伝承と明治政府

大 和					河 内	和 泉			攝 津								
芝村藩	柳本藩	高取藩	田原本藩	柳生藩	小泉藩	郡山藩	五条県	奈良県	丹南藩	堺 県	吉見藩	岸和田藩	伯太藩	高槻藩	大阪府	兵庫県	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	無	×

大 阪 府	
垂仁天皇皇后日葉酢姫狭木寺間陵（大和国添下 郡平城村）（明治8年11月決定）他計12陵、崇 神天皇皇子倭彦命身狭桃花鳥坂墓（大和国高市 郡新沢・白樺村）（明治10年4月決定）他計20墓、 孝靈天皇皇女倭迹々日百襲姫命墓（大和国式上 郡織田村）（維新前確定）他計11墓	

美作	長門	周防	石見	隱石岐見	出雲	伯耆幡因	
真島藩 鶴田藩 津山藩	豊浦藩 清末藩	岩国藩 徳山藩	山口藩	津和野藩	浜田県	松江藩 広瀬藩	母里藩 鳥取藩
× 無	間関（亀山天皇天皇孫尊観法親王廟（長門國豊浦郡赤	×	× × ×	×	〔後鳥羽天皇陵（隱岐國嶋前海士郡勝田山） を届ける〕	× ×	×
	山 口 県		島 根 県			鳥取県	
					後醍醐天皇女瓊子内親王墓（伯耆国会見郡福市村）（明治8年3月決定）		

地方の陵墓伝承と明治政府

伊予	安芸	備後	備中						備前			
小松藩 西条藩	広島藩	福山藩	生坂藩	浅尾藩	成羽藩	高梁藩	新見藩	庭瀬藩	足守藩 岡田藩	鴨方藩	倉敷県	岡山藩
院村の王社・古塚での古鏡の発掘を届ける。	×	×	無	×	×	無	×	×	×	×	後鳥羽院空陵（備前国児島郡林村）・桜井宮 覚仁親王空陵（同）・冷泉宮頼仁親王陵墓（同 郡木見村）を届ける。	
愛媛県	広島県		岡山						県			
									孝靈天皇皇子大吉備津彦命墓（備前国津高郡尾 上村・備中國賀陽郡真全村）（明治7年12月決 定）			

壱岐	肥後	土佐	阿波・淡路	讃岐	伊予	
島原藩 長崎県	人吉藩 熊本藩	高知藩	徳島藩	高松藩 丸亀藩 丸亀県	吉田藩 大洲藩 新谷藩	宇和島藩 松山藩 今治藩
×	無		×	×	×	×
						官員が出張して巡見したが行き届きかねるの で暫時猶予を願い出る。
県	熊本県	高知県	徳島県 (淡路は兵庫県)	愛媛	媛	県
	後醍醐天皇皇子懷良親王墓 (肥後國八代郡宮地 村) (明治11年4月決定)			景行天皇皇子神櫛王墓 (讃岐國三木郡牟礼村) (明治7年9月決定)		

地方の陵墓伝承と明治政府

豊後	豊前	筑前	筑後	肥前	対馬	肥前・						
臼杵藩 佐伯藩	中津藩 香春藩	千束藩	福岡藩 秋月藩	柳川藩 久留米藩	三池藩	鹿島藩 蓮池藩	小城県	唐津藩 佐賀藩	厳原藩	平戸藩 福江藩	大村藩	
×	× × ×	×	×	× × ×	× ×	× ×	× ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
大分県	福岡県			佐賀県			長崎					
				後村上天皇皇子良成親王墓 (筑後國上妻郡北矢 部村) (明治11年4月決定)								

薩摩大隅	日 向	豊 後
鹿児島藩	飫肥藩 高嶺藩	延岡藩 佐土原藩 日田県 杵築藩
×	× 無 × 願い出る。	× × × ×
鹿児島県	宮 崎 県	大 分 県